

# 従来型個室(特養)

平成30年4月～

保険対象

単位:円

サービス利用に係る 自己負担額①	※右記の自己負担額は、介護 保険負担割合証に記載されてい る割合が1割の場合です。	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		557	625	695	763	829
介護サービス 加算②	日常生活継続支援加算	36				
	看護体制加算(Ⅰ)	4				
	看護体制加算(Ⅱ)	8				
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16				
	栄養ケアマネジメント加算	14				
1か月自己負担額小計③(①+②×30日)		19,050	21,090	23,190	25,230	27,210
口腔衛生管理体制加算(1か月)④		30				
1か月:30日の介護職員処遇改善加算合計⑤		1,584	1,753	1,927	2,097	2,261
1か月(30日)合計(保険対象分)⑥		20,664	22,873	25,147	27,357	29,501

保険対象外

単位:円

食費に係る 自己負担額⑦	第1段階	300				
	第2段階	390				
	第3段階	650				
	第4段階	1,500				
居住費に係る 自己負担額⑧	第1段階	320				
	第2段階	420				
	第3段階	820				
	第4段階	1,150				
自己負担額合計 (30日)⑨	第1段階	39,264	41,473	43,747	45,957	48,101
	第2段階	44,964	47,173	49,447	51,657	53,801
	第3段階	64,764	66,973	69,247	71,457	73,601
	第4段階	100,164	102,373	104,647	106,857	109,001

※介護職員処遇改善加算とは1か月の総単位数(③+④×30日)に0.083を乗じた額になります。

※口腔衛生管理体制加算とは、1か月の内1日でも在籍されている場合に加算されます。

**自己負担額合計⑨ = ⑥ + (⑦ + ⑧) × 30**

(上記、料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

※外泊時費用(246円:ただし月6日限度)

※初期加算(30円)が入所から30日間は加算されます。

※療養食加算(1日につき3回を限度とし、1回につき6円)が療養食を提供した時加算されます。

※再入所時栄養連携加算(1回につき400円)が加算される場合があります。

※低栄養リスク改善加算(月に300円)が加算される場合があります。

※口腔衛生管理加算(月に90円)が加算される場合があります。

※経口維持加算Ⅰ(月に400円) 経口維持加算Ⅱ(月に100円)

※経口移行加算(28円)

※看取り介護加算(死亡日前30日を限度とします。)

死亡日の場合:1280円 死亡日の前日・前々日:680円 死亡日前4～30日:144円

※褥瘡マネジメント加算(3か月に1回につき10円)が加算される場合があります。

※排せつ支援加算(月に100円)が加算される場合があります。

※身体拘束廃止未実施減算(1日につき所定単位数の10%減算)が算定される場合があります。

# 多床室:2~4人部屋(特養)

平成30年4月~

保険対象

単位:円

サービス利用に係る 自己負担額①	※右記の自己負担額は、介護 保険負担割合証に記載されてい る割合が1割の場合です。	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		557	625	695	763	829
介護サービス 加算②	日常生活継続支援加算	36				
	看護体制加算(Ⅰ)	4				
	看護体制加算(Ⅱ)	8				
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16				
	栄養ケアマネジメント加算	14				
1か月自己負担額小計③(①+②×30日)		19,050	21,090	23,190	25,230	27,210
口腔衛生管理体制加算(1か月)④		30				
1か月:30日の介護職員処遇改善加算合計⑤		1,584	1,753	1,927	2,097	2,261
1か月(30日)合計(保険対象分)⑥		20,664	22,873	25,147	27,357	29,501

保険対象外

単位:円

食費に係る 自己負担額⑦	第1段階	300
	第2段階	390
	第3段階	650
	第4段階	1,500
居住費に係る 自己負担額⑧	第1段階	0
	第2段階	370
	第3段階	370
	第4段階	840

自己負担額合計 (30日)⑨	第1段階	29,664	31,873	34,147	36,357	38,501
	第2段階	43,464	45,673	47,947	50,157	52,301
	第3段階	51,264	53,473	55,747	57,957	60,101
	第4段階	90,864	93,073	95,347	97,557	99,701

※介護職員処遇改善加算とは1か月の総単位数(③+④×30日)に0.083を乗じた額になります。

※口腔衛生管理体制加算とは、1か月の内1日でも在籍されている場合に加算されます。

**自己負担額合計⑨=⑥+(⑦+⑧)×30**

(上記、料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

※外泊時費用(246円:ただし月6日限度)

※初期加算(30円)が入所から30日間は加算されます。

※療養食加算(1日につき3回を限度とし、1回につき6円)が療養食を提供した時加算されます。

※再入所時栄養連携加算(1回につき400円)が加算される場合があります。

※低栄養リスク改善加算(月に300円)が加算される場合があります。

※口腔衛生管理加算(月に90円)が加算される場合があります。

※経口維持加算Ⅰ(月に400円) 経口維持加算Ⅱ(月に100円)

※経口移行加算(28円)

※看取り介護加算(死亡日前30日を限度とします。)

死亡日の場合:1280円 死亡日の前日・前々日:680円 死亡日前4~30日:144円

※褥瘡マネジメント加算(3か月に1回につき10円)が加算される場合があります。

※排せつ支援加算(月に100円)が加算される場合があります。

※身体拘束廃止未実施減算(1日につき所定単位数の10%減算)が算定される場合があります。